

**令和4年度 第3回**  
**「江東区障害者計画等推進協議会」**  
**議事録**

- 1 日 時 令和5年2月27日（月）午後1時30分～午後3時15分
- 2 場 所 江東区役所7階 第71～73会議室
- 3 出席者 高山 由美子 野木村 一郎 高橋 久子 中山 利恵子  
郷 芳昭 平松 謙一 橋本 実千代 岡村 正枝  
宮崎 英則 伊東 直樹 高館 麻貴 原田 博美  
中村 幸江 保田 雄司 伊藤 善彦 田村 満子  
長澤 祐介 松風 幸二 加藤 弘美

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

- 議事1 障害者実態調査結果の概要について
- 議事2 基幹相談支援センター（素案）及び障害者福祉センター（素案）  
に寄せられたご意見について
- 議事3 令和5年度予算（案）について
- 議事4 障害者総合支援法等の改正について
- 議事5 令和5年度の江東区障害者計画等推進協議会について
- 議事6 その他

5 資料

- 資料1－1 障害者実態調査結果の概要について
- 資料1－2 江東区地域生活に関する調査集計結果概要
- 資料2 基幹相談支援センター（素案）障害者福祉センター（素案）  
に寄せられたご意見について

- 資料3 令和5年度江東区予算案～主な事業の紹介～（抜粋）
- 資料4 - 1 障害者総合支援法等の改正について
- 資料4 - 2 障害者総合支援法等の一部改正の概要
- 資料4 - 3 児童福祉法等の一部改正の概要
- 資料4 - 4 障害者差別解消法の一部改正の概要
- 資料5 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定スケジュール（案）
- 参考1 協議会委員名簿、庁内委員・幹事会名簿
- 参考2 令和4年度第2回協議会意見シートで寄せられたご意見について
- 参考3 基幹相談支援センターについて（素案）
- 参考4 障害者福祉センターについて（素案）

6 傍 聴 0名

## 7 会議内容

〔 開 会 〕 午後1時30分

【大江障害者施策課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、令和4年度第3回江東区障害者計画等推進協議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日は、本協議会に附属する庁内計画推進委員会及び幹事会も同時に開催しており、同委員が出席しております。

私は障害者施策課長の大江と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず開会に当たりまして、事務局を代表しまして、障害福祉部長、岩井より御挨拶を申し上げます。

【岩井障害福祉部長】 皆さん、こんにちは。障害福祉部長の岩井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は御多忙の中、第3回障害者計画等推進協議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。本協議会はコロナ禍のため、これまで3年間、オンラインでの開催という形を取ってございました。今回、3年ぶりでの対面開催となりました。現委員の皆様とは、令和3年度の委員改選後、初めてのお顔合わせという状況となっております。よろしくお願いいたします。

さて、12月の協議会では、10月から11月にかけて実施した障害者実態調査結果の速報をお示ししたところですが、本日の協議会では、結果の概要について報告をさせていただきたいと考えております。また、基幹相談支援センターと障害者福祉センターの素案について、本協議会をはじめ、地域自立支援協議会などから様々な御意見を頂いたところでございます。その内容についても御報告をさせていただこうかと考えています。

来年度は障害者実態調査の結果を踏まえ、次期障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定作業に入ります。本日、皆様の様々な視点から忌憚のない御意見を頂きたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくよろしくお願いいたします。

**【大江障害者施策課長】** それでは、引き続き私のほうで、まず資料の確認をさせていただきます。本日につきましては、事前に送付しております、資料1-1から資料5、参考資料1から4の資料に基づいて説明をさせていただきます。不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、本日の議事進行なのですが、まず終了時刻は午後3時を終了予定としております。議事進行に御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、欠席委員の御報告ですが、本日は、鈴木邦夫委員、中村保夫委員、橋本貴幸委員、杉田啓之委員より欠席の御連絡を頂いております。ほかに、庁内で他の会議が開催されている関係で、そちらに出席している庁内委員もおりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

次に、新任委員の紹介をさせていただきます。新たに岡村正枝委員が委員になりました。御紹介いたします。岡村委員、御起立願えますでしょうか。

一言、御挨拶をお願いできればと思います。

**【岡村委員】** はじめまして。民生・児童委員の障がい福祉部会の部会長を、こ

の12月1日から委任されまして、お受けすることになりまして、はじめましてなのですが、これから勉強しながらいろいろな会議に出席して、より深く理解できるように努力いたしますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 岡村委員、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、高山会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

## 2 議事

【高山会長】 本日の進行を担当いたします高山です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、会議の公開について、事務局から御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 私から会議の公開について御説明いたします。

会議の公開につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、Zoomによるオンライン方式での一般傍聴として募集いたしましたが、傍聴希望者はゼロ名でございました。

また、本日は議事録作成のため録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際はお名前をおっしゃっていただきたいと存じます。なお、議事録につきましては、作成後、ホームページや、こうとう情報ステーションで公開する予定としてございます。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございました。先ほど岩井部長からのお話にもありましたとおり、コロナ禍になりまして対面での委員会がなかなか実現できず、私は今日初めてほぼ皆さんと直接お会いすることになったかと思います。お一人お一人に事前に御挨拶申し上げておりません。失礼しておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

### 議事（1）障害者実態調査結果の概要について

【高山会長】 それでは、ただいまより議事に入ります。議事の1つ目は、「障害

者実態調査結果の概要について」です。事務局から御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、資料1と、それに附属している調査集計結果概要をお出しいただくと助かります。まず資料1-1を御覧いただきまして、資料1-1の3番「調査票配布・回収状況」ということで、前回第2回の協議会で、速報で回収率を御報告させていただいたところでございます。回収率については、第2回報告時と同様の回収率ということになってございまして、特に障害者（児）本人に対して実施した調査の回収率が、前回の調査から回収率として減っているところがございます。回収率が落ちた原因として考えられることとしましては、調査項目が多岐にわたっていることによる回答の負担というところ、または、回答しても施策が変わらないといった、落胆に近いような方もいらっしゃるのではないか、区としては分析しているところでございます。

そうしたことで、次回の調査実施に当たっては、まず調査項目数の整理をしていくということ。項目数を減らすというところ。または、負担を軽減するために回答方法を多様化していく。例えばオンラインでの回答というものもできるようにしていくこと。それから、回答しても施策が変わらないといった落胆に対して、区では重く受け止めなければいけないと思っておりますので、今回の調査結果の詳細を分析していった、ニーズを的確に把握して、計画に反映していくと。それを、実際につくり上げる計画書の中に、そうしたものを明確に書き込むような、そうした検討をしていきたいと考えてございます。

続きまして、別紙の調査の集計結果、資料1-2の集計結果の概要を御覧ください。

まず1ページ目から4ページ目までが、今回実施しました調査項目の一覧となっております。その中で網かけになっている部分が、今回、結果の概要に掲載した集計結果となっております。

具体的に集計の結果について御説明していきます。5ページをお開きください。まず障害者・障害児本人に対して実施した調査についての、調査対象者になります。上段が障害者になっておりまして、全体が1,555件の回答。そのうち、身体障害が616、知的障害が301、精神障害が385、難病が454といった内訳となっております。下段が障害児になっておりまして、全体が464件の回答、うち、知的障害が176、発達障害が299、年齢別に見ますと9歳以下が6割を超える

回答ということになってございます。

続いて6ページをお開きください。回答があった障害者の身体障害者の中の内訳ということで、一番下の棒グラフになりますけれども、約半数の方が肢体不自由の障害をお持ちの方ということになってございます。次いで内部障害ということになってございます。

属性としては以上になりまして、8ページを御覧ください。具体的な調査項目となってまいります。

8ページが、まず仕事上の困り事ということで、障害者に対して聞いた調査項目となります。多いものとしては、上司や同僚、取引相手とのコミュニケーションの取り方の難しさ、それから通勤負担ですね。通勤距離や通勤時の混雑を負担に感じるといった回答が上位となっております。

続いて9ページが、今度は外出するときの困り事についてお聞きした項目になります。こちらも障害者に対して聞いた項目ですけれども、上位に挙がっているのが、混雑した電車・バスに乗りたくない。それから、すぐに疲れるといった項目が上位に挙がっているという状況でございます。

続いて10ページが、今度は障害児に対して聞いた外出時の困り事ですけれども、先ほどの障害者と同様、混雑した電車・バスに乗りたくない、すぐに疲れるといった項目も上位に挙がっておりますが、それに加えて、障害に対する周囲の人々の理解が足りないといった項目が、障害者と比べると高い率で、回答として、困り事として挙がってきています。それで、障害児の方の調査に回答した方々は、恐らく両親、親になると思いますので、親が感じている困り事、外出しづらさということになりますので、特に周囲の人々の理解が足りないといったところでは、障害理解の促進や、インクルージョンの推進といったことが求められてくるのかなと分析しているところでございます。

続いて、12ページをお開き願います。現在の暮らし向きについて聞いた項目になります。12ページが障害者でございますけれども、全体を見ていただきますと、普通以上と回答いただいた方が約6割となっておりますが、障害種別の精神障害のところを見ていただくと、普通以上と答えている方が45%ほどにとどまっておりますので、全体と比べると15%ほど低い回答となっているところが特徴でございます。

続いて13ページが、今度は障害児に対して聞いた現在の暮らし向きですけれども、全体で約7割の方が、普通以上ということで回答を頂いたところでございます。

続いて、14ページをお開き願います。将来、希望する暮らし方について聞いた項目で、まず障害者のところですが、障害種別の知的障害のところを見ていただきますと、真ん中ほどの斜線のところ、24.3%と書いてあるのが、グループホームでの生活を希望している方が、知的障害の場合、一番多いと。一方で、精神障害や発達障害では、親元から独立した生活を希望している方が一番多いということで、今後、区としては、知的障害の方にはグループホームの整備、そして精神障害や発達障害の方々へは、自立の支援ですとか地域移行といったものの充実が求められてくるというふうに取り取れるかなと思います。

続きまして、15ページが、先ほど説明した希望する暮らしをするために必要なことについて聞いた項目になりますけれども、こちらが障害者です。一番多いのが、低額な住宅あっせん、家賃補助ということになっておりまして、次いで、医療、リハビリの充実という項目になっております。

同じ質問で、障害児に聞いた項目が16ページになりますけれども、障害児のほうでは、働く場所の確保、それから自立訓練・支援といった項目が上位に挙がってきております。

続いて、17ページをお開き願います。江東区で災害時の支援として整備を進めております避難行動要支援者名簿についての認知度を聞いた質問になりますが、全体のところを見ていただきますと、認知度としては21.7%にとどまったというところでございます。この名簿の中で自動的に名簿掲載される身体・知的の方は、30%の認知度ということで、比較的、高い認知度にはなっているのですが、全体としては2割、それ以外の障害種別では10%台といった認知度にもなってございます。この要支援者名簿については、手挙げで名簿掲載できる制度にもなっておりますので、認知度を高めていく必要があると認識してございます。

続いて、18ページをお開きください。障害者施策についてということで、3年前と比べて施策がよくなっているかどうかについて聞いた項目になります。18ページが障害者ですが、**「かなりよくなった」**、**「少しよくなった」**が24.1%。**「変化がない」**が54.9%ということで、結果として出てございます。

隣のページ、19ページが、今度、障害児に同じ質問で聞いた項目ですが、

「かなりよくなった」、「少しよくなった」が23.3%、「変化なし」が64.7%という結果となっています。この項目につきましては、今回新たに実施した項目なのですけれども、今後、計画を立てて施策を推進していく上で、成果指標として活用していきたいということで聞いた項目でございますので、次回の調査または次々回の調査で、「かなりよくなった」、「少しよくなった」が上がるような取組を目標に、計画を立てていくという項目となっております。

続いて、20ページ・21ページが、それぞれ障害者・障害児に、取り組んでみたいスポーツを聞いた調査項目ですけれども、ともに水泳が1番、次点でボッチャということになってございます。気軽に楽しめる、またはそうした水泳できる環境が整っているというところで、水泳が上位に挙がってきたというところもあるのかなど。あとは、パラリンピックでの影響ということもあって、ボッチャというところも、興味が高いスポーツとして認識されてきているのかなと感じているところがございます。

続いて22ページをお開きください。共生社会実現に大切なことについて聞いた項目ですけれども、障害者では、「近隣住民の理解と協力」が一番多い。そして23ページは、今度は障害児に対して聞いた質問、同じ質問ですけれども、1番が、「小中学校などでの障害理解に関する学習、交流学習の充実」ということで、こちらの項目でも、先ほどちょっと述べましたような、インクルーシブ教育ですとか障害理解教育というものを、障害児の親御さんたちは求めているということが分かるかと思えます。

続いて24ページが、こちらもお聞きした項目、幸福度でございます。10点満点で自分の幸せ度を回答してくださいといった項目になりますけれども、平均で6.2点ということになってございます。隣の25ページを見ていただきますと、障害種別ごと、年齢別ごとの平均点が出てきております。まず障害種別のところで見ても、一番高い点数のところは知的障害で6.5点。平均が6.2ですので、0.3ポイント高い6.5点。一方で、精神障害が5.0点ということで、平均を1.2ポイント下回るような結果となっております。また、年齢別に見てみますと、75歳以上の方の回答が一番平均が高く、6.7点ということになってございます。同じ幸福度を、今度、障害児に対してお聞きしたのが26ページですけれども、こちらは平均で6.7点ということになってございます。8点が一番、山が来ていると

というような結果となっております。こちらの項目についても、成果指標として活用していきたいということで、次回、次々回での、この項目の平均点が上がるように取り組んでいく、そのための調査項目と御理解いただければと思います。

次から介護者への調査項目となりまして、27ページを御覧ください。介護者の続柄についてお聞きしたところで、親と配偶者が多いというところになります。

続いて28ページ、介護者支援で充実してほしいことについて聞いた項目になります。28ページが障害者ですけれども、一番多いのが短期入所の整備、次いで入所施設、グループホームの整備ということで回答が上がってきてございます。

次、29ページです。将来の不安について聞いた項目ですけれども、こちらも障害者に対して聞いた質問ですけれども、親亡き後と言われているように、親が亡くなった後の住まい・生活費・介護者について不安が高いというような調査結果となっております。今、江東区で進めております、親亡き後も安心して暮らし続けられる環境整備というものを改めて進めていかないと、こうした不安を払拭・解消できないというところかと思えます。

次いで30ページが、同じく将来の不安について、今度は障害児にお聞きした項目になりますけれども、障害者と比べて、棒グラフを見ても一目で分かりますけれども、全ての項目に対して不安が高いというのが、障害児に対して聞いたこの調査項目の結果かなと。親御さんは全般的に不安を抱えながら障害児を養育しているといったところが感じられると思います。

続いて31ページ目から、今度はサービスを提供している事業所に対して聞いた項目になります。

まず31ページが経営主体なのですけれども、回答した事業所が、非営利と営利が半々といった状況になってございまして、ただ、サービス種別ごとに見ると、サービスの種類によって、経営の主体の割合が、特色がそれぞれあると。まあ、回答した事業所ベースではございますが、そういう特徴が見て取れるかなと。

具体的に32ページから、それぞれの調査項目ということで、サービス提供上の課題について聞いたのが32ページになります。回答としては、量的に希望どおり提供できない。または、困難事例への対応が難しい。変更やキャンセルが多いといった項目が上位に挙がってきているところでございます。

続いて33ページが、今度は経営上の課題について聞いた項目ですけれども、ス

スタッフの確保、資質向上が上位に来ているほか、事務作業量の軽減といった課題も上位に来ているのが特徴でございます。

続いて36ページを御覧ください。事業所が新規参入や事業拡大する上で課題となることについて聞いた項目ですけれども、サービス種別ごとで見いただきますと、訪問系ですとか、または相談といったサービスについては、やはりスタッフの確保というところの課題が高くて、新規参入または拡大が難しいと。一方で、日中活動系ですとか居住系のサービスについては、収益性の確保というところが課題として最上位に挙がってきておりまして、それが事業参入の障壁となっているというような状況でございます。

最後、37ページが、各事業所に虐待防止の取組として進めていることを聞いた項目ですが、いずれの項目も高いということで、様々な取組を各事業所がやって、虐待防止に努めているというところが見て取れるかと思えます。

それでは、資料1-1に戻っていただきまして、2ページの「今後の予定」でございます。最終報告については、報告書という形で体裁を整えまして、3月末頃の完成、それから3月から4月にかけて配布予定ということで考えてございます。また、来年度、詳細の分析を行って、各計画に反映させ、計画を策定するという予定となっております。

議事1の説明については、以上になります。

**【高山会長】** ありがとうございます。資料1-1「障害者実態調査結果の概要」、そして資料1-2「地域生活に関する調査集計結果の概要」について御報告いただいたところです。最後に今後の予定についても御説明いただきましたけれども、全体の報告書は3月末ということで、具体的には来年度、こちらの報告をベースに、それぞれの計画に反映させていくための策定の作業になるということでございます。皆様、事前に御確認いただいているところもあるかと思えますし、また、概要ですので、まだ私たちが確認できていない部分もございますけれども、今、御説明いただきましたことについて、御意見、御質問等ございますでしょうか。ありましたら、挙手でお知らせください。

どなたからも挙手がございませんが、よろしいですか。では、平松委員、お願いいたします。

**【平松委員】** おあしす福祉会の平松ですけれども、詳細全部は出ていないので、

取りあえず今日出たところだけで、ちょっと気になったところが何点かあります。

幸福度、どこでしたっけ。24ページですか、問56。精神障害のほうが明らかに、ほかと比べて幸福度が低いということは一目瞭然なのですけれども、この段階、10段階に分けて平均点で出すというのは、統計学的には、あまりふさわしくないのではという気はするんです。何となくちょっと、精神障害はほかと比べて、1ポイントぐらいですか、低いねということは、平均点で出すとそうになってしまうんだけど、詳しく見てみますと、0点、1点、2点。3点もそうかも分かりませんが、その辺の、要するに幸福度がずっと低い人は、全体の平均から見ても倍以上になっているんですよ。3点、4点でも1.5倍以上ということですね。ということで、やはりこれは、精神障害の人が置かれている江東区内でのその人の生活ですか、支援ですか、その点が極めてまだまだ不十分であるということを実に表しているのではないかなということで、これは、ではどうしたらいいかというのは、少しその辺の特徴がはっきり出るような処理の仕方をしてほしいなということが1つです。

あとは、今後の施策にどう反映させるかということで、それは我々精神障害の支援をやっている法人にとっても大事な課題なので、区と一緒に頑張ってやっていかないといけないなどは、これは感想として感じてはいますが、そういうところがございます。

それから、障害者と児で区別されていますけれども、障害の内容によっても、いろいろ違うのはある意味で当たり前のんでしょうけれども、あまり種別ごとに分けてというよりも、全体としてこういうところが必要である、特にその対象となるのはこういう障害であるというような考え方自体は、それもまあ、いいとは思っているのですが、児と者で一番違ったのは、将来、要するに1人で暮らせるということを希望するというのと、障害者の場合はグループホーム等というところで、そこはかなり違いが大きく出たよなという印象があります。

それで、さっき課長の説明がありましたけれども、障害児の調査はほとんどが、親御さんたちが回答されたものなのかな。それとも、そういう障害がある子供たち、ないしは子供といっても年齢はそれなりに成長した方もいらっしゃるだろうと。そうすると、自分の意見をちゃんと表明できる方々もいらっしゃるだろうと思うんだけど、この辺が、親御さんたち、扶養者ですか、その希望と、障害児自身の希望と、

その辺はやはり区別して考える必要があるんじゃないかなということにはちょっと気になりましたというようなところがございます。

あと、細かなところはいろいろあるけど、それはまた後日、文書でも上げさせてもらいます。以上です。

**【高山会長】** ありがとうございます。今のは御意見ということでお聞きしてよろしいでしょうかね。

では、事務局でも、またこれから全体の報告をまとめるとき、また計画（案）策定のときに、御意見として踏まえていただけたらと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。加藤委員、お願いいたします。

**【加藤委員】** 質問ではなく、私も意見という形でお伝えさせていただきます。2点あります。

1つは、今回のこの調査内容なのですけれども、私は自分の子供が該当するということで、介護者として回答しております。

**【高山会長】** ごめんなさい。ちょっと聞き取りにくいです。

**【加藤委員】** ちょっとマスクを外します。

**【高山会長】** マイクというかスピーカーの問題なのかもしれません。お願いいたします。

**【加藤委員】** では、私は2点、お話しさせていただきます。質問というよりは意見という形で述べさせていただきます。

今回のこちらの実態調査なのですが、私は、子供が該当するということで、介護者の立場として回答いたしました。お伝えしたいことの1点目は、その回答の際に感じた違和感を、先ほどの説明を聞いているときに思い出したので伝えておきます。

1つ目が、19ページにありました設問についてなのですが、江東区の福祉サービスが変化したと思うかというところなんです。これが、回答するときに悩んだんです。悩んだ理由が、この設問の書き方だと、江東区として取り組んでいる福祉サービス全般を、網羅的に施策と成果がどうなったかというところを把握していないと答えられないんじゃないかなと思ってしまったから。なので、私が関わっている場所は、知的障害・精神障害のみ、発達障害あたりまでなので、身体障害とか難病については、ほぼ無知なので、その上で江東区のサービスがどうかと言われても、

ちょっと答えにくいなと思いました。なので、もしこれが、今後も使い回していく設問であるとしたら、検討いただきたくて、あなたが今利用している福祉サービスについて満足していますかというような聞き方をすると、回答する人は、そんなに悩まず、答えやすいのではないかなと思いました。

もう一点なのですけれども、今回、集計と分析にすごく時間がかかっている、コストがすごくかかっているような印象を受けました。これだけの規模なので、それは当然だと思うんですけど、なのですが、これは結局、実態を本当に知りたいのであれば、こういう紙でできる調査で聞けることというのは限りがあるので、この調査と並行して、当事者に直接話を聞くような場を設けてはどうかかなと思いました。今期、私が3年間、こちらの任期を務めておりますが、前任を主人がしております、主人がいろんなほかの区に調査に行つて、直接聞くという場を設けているという話は聞いております。私が知っているのは渋谷区だけなのですけれども、回収率もそんなによくないですし、本当に声を集めようと思うのであれば、そういう、直接、人を集めて話を聞くというの、今後検討されてはどうかかなと思いました。

以上です。

**【高山会長】** どうもありがとうございました。実際に御回答されてということでの印象をお話しいただきましたので、次回以降へということでは、とても大事な御意見を頂いたかと思えます。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。では今、田村委員も手が挙がりました。田村委員、平松委員の順でお願いしたいと思います。

**【田村委員】** 私は日頃、こども発達センター事業に関わっているのですが、この調査を通して、特に保護者の方がどんなふうに思っているのだろうか、それで見させていただきましたが、先ほどもちょっと出ていましたが、19ページで、福祉サービスをどう思うのか、よくなったと思うか、どちらとも言えないか。これは3年前というのは、子供にとってみれば非常に難しい年齢。ちょうど子供の課題、問題が分かり出して、それから3年後となってくると。まあ、今の新しい制度になり出して、7年ですか、経過しておりますが、これは本当は非常に大きな、子供の分野では物すごい変化だったと思っています。放課後デイサービスと児童発達支援事業がきちんと明確に分かれて機能し始めた。それで、その結果を、ここで19ページを見ると、何か反映されていない形なのかなという。それは、聞き方の問題

なのかどうかというので、ちょっと、このことに、ここの部分は疑問を持ったのですが。

そして、例えば23ページのところで、実際、地域社会の生活の中で保護者の方がどう思っているかというところで、やはり地域の生活をする上で、理解してくれることが非常に重要なんだ。周りに、保護者の方が地域生活ということ、やっぱり、かなり大切に考えていらっしゃるんじゃないのか。そのことと、障害を持っている我が子を育てる苦勞というのですか、そこを地域でどう支えていくといいのかなというのはいました。

それで、その裏の、幸福度というところで、江東区に生活をしている中で、これが非常に不幸だと思っている人はそんなにいないのかなと思ったのは、また意外というか、福祉サービスの、逆に言えばここである程度、保障ができてきているということを考えていいのかな。それと、もう一つは本当に不幸だと思っている人。これはちょっと、中身が聞ければよかったなと思うんだけど、やっぱり障害児を持ってしまったということに対しての、お母さんの非常なつらさがあるのかなというようなこともいきました。幸福度。ちょっと、聞くのも残酷だなと思ったのですが。

それから30ページで、課長の話にもあったと思うのですが、やっぱり子育て全体で、非常に不安を抱えながら、療育施設に通ってきているんだなと思います。これは実際に保護者の方と面談していても、やはり将来のこと、今後どうなるんでしょうかねということは、やはり話には出てきますので、この辺り、どういう施策とつなげたらいいのかというのは課題なのだと思いました。

以上です。

**【高山会長】** 御意見ありがとうございました。その次、平松委員の挙手がありましたのでお聞きしますが、ほかにも議事がまだ詰まっていますので、大変申し訳ないのですが、平松委員の御意見で、次の議事に移らせていただきます。後ほど、また御意見をシートでお寄せいただくことになっていますので、皆様の御意見をお聞きできなくて大変申し訳ないのですが、平松委員の意見をお聞きしたところで次の議事に移らせていただきます。お願いいたします。

**【平松委員】** この3年間でよくなったかどうかということで見れば、半分以上が変わらないとおっしゃっているんですね。なぜかということ、実際にそれだけの、サービスと言っているのでしょうか、障害福祉サービスの施策が行われていないの

か、それとも、いろいろ行われているけれども周知されていないのか。この2つのどっちかでしかないでしょうというふうな感想は持つわけです。調べ方などは、加藤委員のおっしゃられたとおり、もっと具体的に方法を考えれば幾らでもやり方はあると思いますけれども、取りあえずここではっきりしているのは、半分以上の方が、変わらないということで、ゼロ年、初めてスタートして3年後で調査したのだったら、こういうこともあるでしょうと。でも、もう十何年やっていますよね。障害福祉サービスができて、この協議会も施策推進会議も、私は最初から参加していますけれども、ずっとやっていて、それでもこういう評価しか出てこないということは、率直に行政のほうも我々のほうも、もっと深刻に受け止める必要があるんじゃないかなということ非常に強く感じております。半分ぐらいは伝わっていないのねで済ませちゃいけないんじゃないかなということではないかと感じておりますけれども。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。

分析というところでも、結果を基に推察でしかない部分もどうしても出てくるかと思えますけれども、やはり計画に反映させるために、回答率は決して高くはないですが、多くの方にお時間を取っていただいて回答いただいた内容ですので、ぜひ丁寧に読み込んで、計画のどういうところとつながるかということは、ぜひ確認していくことができたらと思っております。ありがとうございました。

## 議事（2）基幹相談支援センター（素案）及び障害者福祉センター（素案）に寄せられたご意見について

【高山会長】 それでは、議事の2つ目になります。基幹相談支援センターについて、こちら事務局から御説明いただき、質疑とさせていただきます。お願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、資料2になります。基幹相談支援センターの素案及び障害者福祉センターの素案に寄せられた御意見についてまとめた資料となります。

こちらは、8月の第1回の協議会で、今後の区の出組として、基幹相談支援センター、障害者福祉センターの、現状、課題、今後の方向性を報告させていただきます。

して、その後、区で検討した内容を、12月の第2回協議会で素案として報告させていただきました。その素案につきましては、参考資料3・4で添付してごさいます。

また、本協議会以外でも、地域自立支援協議会、それから区内相談支援事業所を集めて開催した連絡会でも意見を募ったところをごさいますので、そこで寄せられた意見をまとめましたので、簡単に御紹介してまいります。

この意見に対する区の見解については、今後、詳細を検討する中で参考・反映させていただきたいと考えてごさいますので、区の考え方までは資料には落とし込んでごさいません。今回寄せられた意見を説明する中で、さらに気づいた点、追加したい意見等あれば、今日伺えればと思います。

それでは、資料2のまず1ページ、基幹相談支援センターについての御意見をまとめたものになります。そのナンバー1の①の1行目の後段からですが、区が「運営を主導する」としていることから、人的補償や資金面での補償を手厚く行っていただきたいといった御意見がありまして、その下、②の1行目のまた後段からですが、現状の相談支援センターに対する人的補償、資金面の補助はどう考えているのか。このままでは撤退する事業所も出てくる。早急な対応が必要であると考えるといった御意見も頂いているところをごさいます。

続いて、同じく1ページのナンバー3の2行目の後段からになりますけれども、予算や人員配置についてなど、設置に向けた具体的な検討が必要で、構想の部分から行政と民間事業所等が集まって話し合い、一緒につくり上げることからできないかと考えるといった御意見を頂いているところをごさいます。

続いて、同じく1ページのナンバー4の①番のところ、新しい地域の社会資源を生み出すことができるような提案ができる機能を持ってもらいたいと。続いて②番として、区内の相談支援センターのつながりを強化するような場であってほしいという、センターに対する期待、機能として持ってほしいということについての御意見を頂いております。

続いて2ページのナンバー5の一番最初からですが、計画では令和5年度内に設置とされていたはずと。2行目から3行目にかけて、素案では令和7年度中となっていることから、今から3年後という大変遅く、江東区の障害者施策の計画性のなさを指摘しなければならないと。しかし、体制整備や財政的裏づけの見通

しや検討のない現状で慌てて基幹センターを設置しても、中核的な役割を果たし、地域の相談支援事業所に対する指導助言・人材育成などの支援、困難事例を中心とした総合的・専門的な相談支援などの業務を行い、誰一人取りこぼさない共生社会を実現することは到底できないと。そこで、地域の相談支援事業所を運営する法人に呼びかけて、基幹センターの設置検討を進めるべきと。その下の行として、江東区型の総合的で一元的な機能を持つ基幹センターになってほしいといった御意見を頂いているところでございます。

続いて3ページの8番ですけれども、ナンバー8、1行目で1ポチ目になりますけれども、「基幹≠なんでもやる」。あくまでも地域の様々な支援の下支えであることを明示していくべきと。2行目に行きまして、全てやってくれるような期待がどんどん高まりつつある印象。結果として「何もしてくれない」ということになり、区・委託先法人が辛いことになるだけと。

3ポチ目のところですが、特定相談の単価でできることは限界があると考えており、そこを超えたところを担わざるを得ない現状があると思うと。複合的問題の家庭や困難事例のバックアップとして関わってもらい、交通整理の役割を持ってもらいたいといった御意見を、基幹相談支援センターについては頂いたところでございます。

続いて4ページ目からが、障害者福祉センターの改修に当たっての御意見と。まずナンバー2の②ですけれども、交流スペースは障害者の作品や自主生産品を置くだけでは交流にならないと。販売の機会を設けるとか、展示スペースではなくパソコンや入力支援装置の体験ができるようにするなど、行動につながるような仕掛けが欲しいと。

また、ナンバー3ですけれども、1行目として、大規模改修により、通所自立支援事業や展示スペース、入浴サービスなどが拡張、増設されることは、いいことであると思うと。「しかし」ということで、入浴サービス事業が、改修中は訪問入浴で対応するようだが、一人でも困難な方が出ないように、塩浜福祉プラザの福祉会館のお風呂活用など代替案をつくってほしいといった御意見。

そして最後、4番ですけれども、入浴サービスについて、ニーズはあるようだが、既存のサービスでは使い勝手が合わず、使うことを諦めた方が何人もいた。ぜひ使いやすいものにしていただき、多くの方に利用してもらえる施設にしていきたい

といった御意見を、障害者福祉センターについては頂いたところでございます。

基幹相談支援センター、障害者福祉センター、いずれについても、こうした御意見、貴重な御意見を頂きましたので、今後の検討の中で反映、生かしていきたいと。一方で、なかなか生かし切れない御意見もあるかと思えますけれども、重く受け止めて参考としていきたいと考えてございます。

説明は以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。ただいま、基幹相談支援センターの素案、それから障害者福祉センターの素案について、様々な会議体のメンバーから寄せられた意見を御紹介いただき、今ここで共有させていただいたということかと思えます。

皆様から改めてこちらのそれぞれの素案についての御質問あるいは御意見がございましたら、お聞きしていきたいと思えます。いかがでしょうか。

田村委員、中山委員が挙手されましたので、田村委員、中山委員の順で御発言いただきたいと思います。

【田村委員】 私どものこども発達センターのところでも、相談支援についての事業をやっておりますが、基幹相談支援センターができるに当たって、先ほどいろいろな意見の中で一番本当に大切だと思うのは、行政と民間事業所などが集まって話し合っつくり上げる。そこをしっかりとやって、どういう役割分担を、いわゆる相談支援事業所と、それから基幹相談支援センターの役割について、役割分担をしっかりと話し合いをして、そして相談支援事業が非常に役立っていくと思うのですが、ここでは、交通整理をしてという言葉もあったかと思えますが、それは非常に大切なことだと思っております。

児童分野で相談支援事業所ができたことで、いろいろな機関、特に医ケアも中心に、一番ここが、いろいろな機関で話し合っていることだと思えます。ぜひ、それをしっかりとやっていけるような体制づくりをしていただきたいと思います。

【高山会長】 ありがとうございます。御意見ということでよろしかったでしょうか。

では中山委員、お願いいたします。

【中山委員】 江東区視覚障害者福祉協会の立場も含めて、お尋ねというかお願いです。

障害者福祉センターの移転のことでは、とてもやはり不安しかなくて、安心してはいません。先ほど、民間と区とということがあったのですが、私たちは、民間に委託することによる不安100%、安心0%みたいな感じで、どうなるのかなというところを懸念しているのは、前にもお話ししたとおりです。

ただ、申し訳ありません。ちょっと江東区の視覚障害者福祉協会は1月から混乱しております。会長が急逝しておりますので、引き継げなくなっている部分があって申し訳ないのですが、お願いとして、今後、障害者センターが新しくなるから、今のまま、既存のまを新しくすればいいというところで終わっていただかないほうがいいなど。

それで、せっかく移転している間に、できることもある、あるいは新しい考え方もあるのではないかと考えていて、前にもお話ししたかもしれないのですが、せめて区役所の中に点字のプリンタを1台買っていただきたいと。何かを印刷するにしても本当に困りますし、江東区から発送するものをどこに持って行って点字にするのかというのが全く見えてきていないし、それからパソコンのプリンタがないということは皆さんにとってはあり得ないと思うので、1台ぐらい、それも活字と点字が表記が一緒に出てくるプリンタがあるわけですから、せめて支援課が自分たちで印刷して、「はい」と渡してもらえぐらいの力量を、やはり身につけていただきたいんです。これが、先ほどの幸福度というところに全部、実は引っかかってくると思うので、できればそこだけでも。ここ3年の間にやっていただいたことがあるので、それは今日の議事の最後に皆さんにぜひ知っていただいて、帰っていただきたいので、そのお話は最後にしますけど、その部分をぜひ検討していただきたい。障害者センターのことだけではなくて、せめてそこだけでも何とかしていただけると、不安が解消される大きな要因になるんですけど、その件はこの間もお話ししているので、要検討課題になっているのか、そのままになっているのかが聞きたいです。

**【高山会長】** ありがとうございます。御意見ということではありますけれども、前回の委員会後、どのような状況かということについては、事務局から御説明をお願いいたします。

**【大江障害者施策課長】** 前回も御意見を頂きまして、障害者福祉センターが仮施設に一時移転している間の、障害者福祉センターで持っている機能を代替せざ

るを得ないものが幾つか出てきます。その中の一つが、点字のプリンタというものもございますので、その代替をどのような方法で行っていくのかというのを、今、検討しているところでございます。

【中山委員】　　ということは、まだ何も動いていないということですね。そういうふうに、今のお話で私は理解しましたが。

【高山会長】　　事務局からどうぞ。お願いいたします。

【大江障害者施策課長】　　具体的に庁内に点字プリンタを置くという検討はまだしてはいないのですけれども、点字プリンタをどのように代替するのかということについては、まだ検討中というところです。

【中山委員】　　ごめんなさい。障害者センターが移転するからというのは、実はきっかけです。新しくなったから、もうプリンタをまた移動して、元に戻してというようなことよりは、これを機会に置いていただきたいと言ったほうが正しいのかなという気が私はします。なので、そこも含めて検討していただければと思います。お答えは結構です。検討して、また御連絡を頂ければと思います。

以上です。

【高山会長】　　ありがとうございました。では平松委員、お願いいたします。

【平松委員】　　おあしす福社会の平松ですけれども、基幹相談支援センターについては、これまで、この推進協議会でも自立支援協議会でも、いろいろずっと議論してきたことなので、その繰り返しは致しません。それで、やっと具体化する段階に来たということで、大変時間はかかったけど、よかったなど。

それで、実はこの後、御説明が多分あるのかな。障害者総合支援法の改正が、昨年暮れに久々に行われました。それで、この評価はいろいろあるかも分かりませんが、全体としては、障害者の社会生活・日常生活を総合的に支援するのだから、安心して暮らし続けることができる地域共生社会とか、そういう形で、ある程度、今まで、次にこういうのも必要だからという形で、何といたしますか、順番にいろんなものが出てきた、そういうことをまとめて、地域社会の中での、障害を持つ人たちの生活を、安心して暮らし続けられるという視点でまとめようという方向性は、非常に大事なことだと思っています。

その中で、基幹相談支援センターはこれまで以上に大事な機関として位置づけられていると理解しております。とすると、ここまで遅れたのだから、それで、こう

いう改正もあったので、今回の総合支援法の改正も踏まえて、今までの基幹相談支援センターよりも、遅れた分、新しい改正に基づいて、ある意味で一番先進的なものを江東区はつくれるのだぐらいの気持ちでやってほしいなということで、まだ若干、時間はあるので、今さら急いでも、そんなに意味はないと思っていますから、7年度ですか、まだ時間があるので、いろんな、我々も含めてだと思っています。区民の方とか、そういう方等も含めて、具体的にどういう内容にするかというところ。まだほとんど場所が決まっただけで、あまりはっきりしておりませんので、今後、区と一緒に協議しながら、最後にできたけど、一番新しいものをつくろうというようなことで頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

**【高山会長】** ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

今、基幹相談支援センターのことを平松委員も言ってくださいましたけれども、少し遅れている分、先行している自治体が幾つもありますし、恐らく事務局の方もいろいろヒアリングなどされているかと思えますけれども、どの自治体も、特に基幹センターに関しては苦労されているんですよね。なので、どんなところがやっぱり大変なのかとか、あるいはうまくいっている事例などもぜひ収集していただいて、江東区らしいセンターにしていくことができたらと思っています。

また、障害者福祉センターは、やっぱり地域の実情に応じて、本当に江東区で今必要なことは何かということ、皆さんでつくり上げていくことだと思っていますので、本当に利用される方の御意見を主体につくっていくということが大事なのかなど、皆さんの御意見を伺っていて、感じているところです。

ここで御意見を頂けなかった方は、またシートに御意見をお寄せいただけたらと思います。よろしくお願いします。

### **議事（3）令和5年度予算（案）について**

**【高山会長】** それでは、次の議事に行きます。3番目の議事です。令和5年度の予算について、こちら事務局からまず御説明いただいて、質疑とさせていただきます。お願いいたします。

**【大江障害者施策課長】** それでは、資料3になります。

2月2日に江東区では新年度の予算案についてプレス発表をしたところでござい

ますけれども、そのうち障害者福祉関係についてピックアップして御紹介したいということで、資料3にまとめてございます。

まず、資料3の1ページ、すみません、ページがちょっと既存のページとかぶってしまって見づらいのですけれども、1ページが、4月に開設予定の区内初の障害者入所施設、UpToYou塩浜Livingについての紹介の記事となっております。こちらについては、45名定員の施設入所支援、または短期入所6名定員といったサービスを、4月から実施していくということになってございます。

続いて2ページが、今度、ソフト的な事業になりますけれども、まず上段が、失語症者への意思疎通支援派遣事業について、下段のほうは医療的ケア児等に向けた支援についてということで、それぞれレベルアップまたは新規として来年度から注力していくといったものになります。

3ページ目以降については説明は省略いたしますけれども、令和5年度も、障害者の安心した生活、地域生活を支援するために様々な施策を講じていくというところでございます。

説明は以上です。

**【高山会長】** ありがとうございます。

今、資料3に基づきまして御説明いただきましたが、皆さんから御質問等はいかがでしょうか。

挙手がないようですけれども、予算についてはよろしいですか。

ありがとうございました。

#### **議事（4）障害者総合支援法等の改正について**

**【高山会長】** それでは、議事の4番目です。「障害者総合支援法等の改正について」、こちら資料に基づきまして事務局から御説明いただき、質疑とさせていただきます。お願いいたします。

**【大江障害者施策課長】** それでは、まず資料4-1になります。次期計画策定を目前に控えまして、計画の策定に影響を及ぼす主な法改正につきまして情報共有をしたいということで、今回、資料4-1、それから資料4-2以下で資料をまとめたところでございます。

大きくは、3つの法律、障害者総合支援法、それから児童福祉法、それから障害

者差別解消法になります。簡単に資料4-2以降で説明をしていきます。

まず資料4-2が、障害者総合支援法等の一部改正についてになります。字が小さくてちょっと申し訳ないのですが、資料4-2の1ページの上段に、改正の趣旨というものが書いてあります。障害者等の地域生活や就労の支援の強化によって、障害者等の希望する生活を実現するため、改正の概要の1つ目として、障害者等の地域生活の支援体制の充実、2つ目として、障害者の多様な就労ニーズに対する支援と障害者雇用の質の向上の推進、3つ目として、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、4つ目として、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療の充実及び療養生活支援の強化、そして最後5つ目、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病のデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずるものとして、一部改正が行われたものとなっております。

改正の中身については多岐にわたるのですが、まず、資料4-2の2ページの下段です。地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備ということで法改正されたものが、中段の「見直し内容」のところに書いてありますが、1番目としては、先ほども議論を致しました基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設けるということで、今までは、設置することができるということで、「できる」規定だったものが、設置に努めなければいけないというところで、努力義務化されたというところがございます。

同じく、「見直し内容」、2番目の丸として、国を挙げて各自治体でやっている地域生活支援拠点等についても、障害者総合支援法上に位置づけるとともに、努力義務化したというところがございます。

また、次の3ページの上段、「就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化」ということで、就労系のサービスが創設される、そうした法改正が盛り込まれてございます。「見直し内容」で、中段にあるところの1番目の丸のところ。就労選択支援の創設ということで、障害者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設するというところになってございます。

そのサービスのイメージとしては、その下にポンチ絵で描いてございまして、就

労の選択をするに当たって、この新たなサービスで、より深掘りをして、本人の適性ですとか就労先というものを選択できるようにしていくと。それで、ミスマッチを極力防いでいくといったサービスとなってございます。

それ以外にも様々な法改正がございますけれども、後ほど資料4-2を御覧いただければと思います。

続いて資料4-3が、児童福祉法の一部改正ということで、その資料の一番下、児童発達支援センターの役割・機能の強化というものが、障害者関連の中で、法改正の対象となっております。主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターの役割というものを強化するというものが法改正の中身となっていて、具体的な役割・機能のイメージとして4点掲げられていて、発達支援や家族支援機能のほか、スーパーバイズ・コンサルテーション機能、それから地域のインクルージョン推進の機能、それから相談機能ということで、主に4つの機能を強化していくということで、現在、国の検討会で、それぞれの機能の詳細について今検討が行われているという状況でございます。

最後、資料4-4が、障害者差別解消法の一部改正になってございます。

経緯としましては、差別解消法の附則に、法施行後3年を経過した場合に見直しを行うという規定がございまして、平成28年に施行された法律ですので、その3年後に見直しの作業に入りまして、昨年、令和3年に見直しの意見書が取りまとめられた上で、法改正が行われたということになってございます。

主な内容については、中段の「概要」の2番、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化ということで、これまで法律上、合理的配慮の提供については、我々行政は義務化されておりましたけれども、事業者については努力義務となっていたところがございますが、今回の法改正によって、我々行政と同じ、事業所も義務化されるというところがございます。それ以外にも、国や地方公共団体との連携ですとか、差別解消のための御相談対応等の強化といった法改正が盛り込まれておまして、現在、国の障害者政策委員会で、差別解消法を推進するための基本方針というものが、今、取りまとめられているところがございます。来月には閣議決定されて、基本方針が確定しまして、差別解消法が3年後に施行されるということで、そのための準備を基本方針にのっとり、国や我々地方公共団体もやっていくということになりますということでございます。

主な改正の内容については以上になりますけれども、詳細は資料を御覧いただければと思います。以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。国の政策の動向ですね。特にここに来て大きく法改正などが実施されるということで、概要を御説明いただきました。御説明いただきました内容について、皆さんから御質問等、いかがでしょうか。

田村委員、お願いいたします。

【田村委員】 児童福祉法が改正されて、そして今回の次のまた見直しになっているところですが、先ほどちょっと触れましたが、児童発達支援センター、児童発達支援事業が、就学前までの子供たちへの療育を推進していくということで、江東区でも児童発達支援センター2か所、私どもが運営に関わっております塩浜と扇橋、そのほかに児童発達支援事業所がたくさんできました。そして、今回のまた改正を迎えておりますが、実際、どの区も子供たちの利用者の希望はものすごく増えてきているんだけど、待機も非常に多く出てきています。それで、今回のこの改正案を見て、私どもが非常に考えていたことなのですが、幾ら私たちの事業所を広げても、恐らく、希望者というんですか、発達支援を希望する人のニーズには追いついていかないぐらい、やはり子供たちの育ちが変わってきている。適応障害という、適応に関しての問題を非常に小さいうちから抱えているという現状。それに対して、どう対応していったらいいかというのは、非常に私ども、こども発達センターが持っている課題でした。それが、このような形で法改正を迎えて、やはり地域に降りていくという、地域と共に、地域が支援力を持つ。保育園・幼稚園が、ある段階までの発達支援をしっかりと担っていけるように支援をしていきたいというのが、地域と共にやっていきたいというのを思っております。これをお伝えして、また、そのために、どう地域とつながったらいいのかというところを、一応、施策課と一緒に検討していきたいと思いますので、お願いいたします。

それから、もう一つ、資料4-3の一番下に書いてありますが、福祉型と医療型の児童発達支援センターが一元化されると。それで、実は江東区には医療型児童発達支援センターとして東部療育センターがあります。

それで、東部療育センターはどうなっていくのだろうかと思って、それを地域に降ろした形で、今の塩浜や扇橋が、より一層、ここの子供たちを抱えることになる

のか。ちょっとその辺り、今分かっていることがあったら教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【高山会長】 ありがとうございます。御意見と、そして現状については御質問ということですので、事務局からお願いします。

【大江障害者施策課長】 東部療育のほうで、医療型の児童発達支援センターを担っているということで、この法改正を受けて今後どうなっていくのかについては、まだ東部のほうから方向性というものは情報としては得ていないところでございまして、今後、うちの計画の中、または法改正にどう対応していくのかというのは、ヒアリング等をして確認していきたいと考えています。

【田村委員】 ありがとうございます。

医療的ケアを持つ子供たちについては、医療的ケア児、及びその家族に対する支援に関する法律ができて、児童発達支援センターに通うだけではなて、地域の受入れを促進するという、地域の保育園・幼稚園・学校でも促進していくということもあるので、そういう実態も踏まえて、一元化の発想をどう捉えていったらいいのか。こども発達センター事業は、今後、子供たちに対してどういう役割を担っていったらいいのかということも、上記の地域移行、地域の支援力アップをするところも併せて、ぜひ検討していけるように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【高山会長】 ありがとうございます。御意見ということでお聞きしておきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。平松委員、お願いいたします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、先ほどは総合支援法の改正で一定の評価を述べましたけれども、今回は弱点というか。というのは、要するに障害福祉ですよね。その枠内で、やっぱりまとめてあるという点が、不十分だと思っているんです。取りあえずその中でというのは、それはそれで、いろいろ今までばらばらだったのを協力してというのは、それはそれでいいと。

ただし、本来の共生社会というのは、障害ある・なし、関係ないでしょうと。地域で生活している人たちが、いろんな生活上の困難・問題を抱えている方はたくさんいるよねと。そういう人たちが、行政に何でもやってくれといたって、そんな余裕ないよね、みんなで力を合わせて何とかしようよねとって、行政が何もしな

くていいと思っていませんけど、やるべきことをちゃんとやってもらおうけど、もう一方で、地域でみんなと一緒にあって、自分たちで自分たちの生活を変えていこうよとか、地域を変えていこうよと。これがない限り、共生社会にはなるはずはないと思ってるんです。

という、そういう点をちゃんとやっていくためには、お互いに、例えばこの協議会もそうですけれども、ほかの協議会にも出ていますけれども、いろんな団体・地域の方が参加していらっしゃいますよね。例えば民生委員の方がいらっしゃる。町会の方がいらっしゃる。だったら、それぞれの地域ごとに集まって、自分たちの地域の課題は何かと。そういう話し合いをやっぱりやっていかないと駄目なのではないでしょうか。行政のほうも、そういう方向で、この中の課を飛び越えてというか、それぞれの課ごとに、障害施策課は障害福祉に限定してなどというのではなくて、例えば高齢のほうは、長寿のほうは、地域ケア推進課というのがございますよね。ここが一番、システムとしてはできている。二十何圏ですか、分かれて、それぞれ長寿サポートセンターがある。それから、5つの地区割りにして、そこでいろんな会議があるので、前はそういうところに精神障害で、親が高齢になって、子供が精神障害で、今まで親が面倒を見ていたけれども、その親が今度は要介護になっちゃった。さあ、どうしましょうなどというのも、たくさん出てきていますから、そういうことを一緒に検討しませんかと言ったら、必要性は認めるけど、いずれねということで、ずっと行われてこなかったと記憶しています。

それで、ついこの間、深川北地区で、初めていわゆる地域課題を話し合うということで、精神障害の地域活動支援センター3か所が呼ばれて、その会議が行われた。これは、私の知る限り、初めてだと思います。こういうことを早く、5つの地域に分かれていますので、ぜひやりましょうよということもあるし、そういう意味では、障害者支援課だけではなくて、施策課、支援課、それから例えば長寿も含めて、子供も含めて、もう少し、区でもお互いに、どっちの担当というのではなくて、関係するところで、そういうことも区内でもやってほしい。町内でもですね。それで、もう一方で地域ごとにやっぱりそれをやるという努力を、我々自身もしないといけないのではないかなということを非常に感じておりますので、そんな勝手なことをやっては駄目だというようなニュアンスが前はあったんだけど、最近はそこまではおっしゃらないようなので、皆さん方にも一度そういう、ざっくばらんに地域の課

題を話し合うようなことができませんかねなどと、お誘いもさせてもらおうとは思っているのですけれども、区としても、障害者支援課と、あとは地域ケア推進課ですか、そのあたりで、区報にも大々的に「5080問題」とか何とか、これから取り組みますなどを書いてあるけど、具体的にどういう取組がこの間されてきたのかというと、あまり目に見える形にできていないので、そういうことをぜひ積極的にやっていただいて、もう一方で地域でもそういうのをつくっていくと。その両方ですね。行政のほうでもそういう体制を取っていただくし、地域でも地域のいろんな方々が地域課題を一緒になって話し合う。そういう機会をつくるということをやっていくことが一番大事ではないかなと思っております。

ということで、区内のことは、区の支援課で検討していただければいいけれども、もう一方で、ここに参加していらっしゃるいろんな団体の方とか、それ以外にも、ここには参加されていないけど、地域でいろんな活動をされている方はたくさんいらっしゃいますよね。そういう方と、地域で地域課題を一緒になって話し合っ取り組む。そういうことを、区内に幾つかの地域がありますので、やっていきたいなと思っておりますので、これはむしろ、この場に参加していらっしゃるいろんな方、団体の方々へのお願いといえますか、呼びかけということでございます。

**【高山会長】** ありがとうございます。恐らく、こちらの自立支援協議会などでも議論されていることかなとも思っているところですが、やはり、これから立てていく障害者計画にしても障害福祉計画にしても、単体ではなくて、恐らく社会福祉協議会さんの地域福祉活動計画との連動などということもすごく大事になってくると思います。

今頂いた意見を踏まえると、例えば差別解消法のところでは、事業者にも合理的配慮の義務化ということがなされていて、でも都は条例で既に、民間事業所も義務化ということが先行してされていますけれども、でもこれも、民間事業者さんもいろいろ苦勞されたり困ったりすることがたくさんあるのだと思うんですよね。そうすると、これも民間の事業者さん任せということではなくて、まさに地域で支え合っていく、知恵を出し合っていくということがすごく大事かなと思っておりますので、障害者計画、障害福祉計画のさらに枠を超えた、江東区の地域共生社会の実現をどうしていくかということは、もっと、ざっくばらんに話せる場があってもよいのかなという御意見なのかなと思っております。ぜひ、そのことが

具体的に進められるようなことがあるとよいなと思いながら聞いていたところです。ありがとうございました。

ちょっと運営が悪くて、3時を過ぎてしまいました。大変申し訳ないのですが、こちらについても、もし御意見あるいは御質問等ございましたら、シートのほうで後日お願いしたいと思います。

【中山委員】 1個だけいいですか。

【高山会長】 お願いいたします、中山委員。

【中山委員】 せっかく皆さん、発信者ですので、この封筒のことをぜひ今日知って帰っていただきたい。さんざん施策推進で、支援課やら推進課に、ああだ、こうだ、してよ、してよと言っていたんですけど、コロナ禍の中で実現していただいた、右下のところに点字がついているのを、触っていただいて、分かりますか。これはお願いしました。江東区から出る封筒については、「江東区」と点字でついています。これをつけてください。これは、「見えない人に送る封筒だからつける」ではなくて、江東区から行く封筒には全てつけて出してくださいというお願い。これは、他区はもうやっていることだったんです。何でとおっしゃるかもしれないんですけど、家族の中に見えない人が、例えば御主人で健常者の方に送られた封筒であっても、家族の中に見えない人がいたら、この封筒はダイレクトメールかもしれないと思って捨てちゃう場合があるんですけど、ここに「江東区」とついていたら、取りあえず大事かもしれないから取っておこうという意味です。なので、どこから来たかはともかく、江東区から来たということが分かるように、全ての封筒にこれをつけてくださいとお願いをしました。これは、先ほどの障害者差別解消法の合理的配慮に合致するので、今日皆さんの封筒、点字なんて要らないよとおっしゃらずに、そういう意味だということを、今日、発信者としていろんな人に、江東区はこんなことをしたんだよと、せめて言っていただけるとありがたいと思います。

また、視覚に障害がある人が、「江東区」、全部読めなくても、何か点字がついている。大事ななど、点字が読めない人でも、触って、ああ、もしかしたら大事ななどと思ってもらえるための工夫です、議事とは全く関係ないので、議事録には載せないでいただきたいんですけど、今日は、せっかく対面では初めてだったので、知っていただけたらと思いました。

ごめんなさい。余分な時間でした。失礼しました。

【高山会長】 ありがとうございます。とても大事なことを共有していただいたと思います。御発言ありがとうございました。

#### 議事（5）令和5年度の江東区障害者計画等推進協議会について

【高山会長】 それでは、次の議事に行きたいと思います。「令和5年度江東区障害者計画等推進協議会について」ということで、こちらも資料に基づいて事務局から御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、資料5になります。来年度の計画策定のスケジュール案を作成しましたので、簡単に御説明いたします。

まず、資料5の上段が、この推進協議会の予定となっております。年間4回の開催を予定しております。それぞれ、骨子（案）、素案、計画（案）について検討いただくということで予定しております。

続いてその次、その下の中段の庁内計画推進委員会・幹事会につきましては年間5回の開催を予定しております。1回目のみ単独で開催、2回目以降はこの計画等推進協議会と合同開催で予定しております。また、連携すべき地域自立支援協議会につきましては年間2回を予定しているのですが、素案の段階で、また意見聴取をするような機会を設けたいと考えて、連携について確保していきたいと思っています。

説明は以上になります。

【高山会長】 ありがとうございます。次年度のスケジュール等について御説明いただきました。ありがとうございます。今の御説明について、皆さんから御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうかね。ありがとうございました。

#### 議事（6）その他

【高山会長】 それでは、「その他」ということで、何か各委員の皆さんから情報提供や情報共有等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。分かりました。

**〔 閉 会 〕 午後3時15分**

【高山会長】 それでは、「その他」のところまで、御準備いただいた議事は進んできたかと思えます。そうすると、今日の議事が全て終了ということになります。

では、今後の予定などについて事務局から御説明いただきたいと思えますので、お願いいたします。

【大江障害者施策課長】 まず、意見シートをお配りしてございます。この会議で言い足りなかったこと、追加して言いたいこと等ございましたら、3月10日金曜までに、事務局宛てメールまたはファクスで御提出いただきたいと考えてございます。

以上になります。

【高山会長】 ありがとうございます。

本当は全部の委員の皆さんから一言ずつでも御意見いただきたいと思っていたのですが、すみません。今日御発言いただけなかった委員の方もたくさん、結果的におられたということになってしまいましたので、ぜひメールまたはファクスで御意見等、御提出いただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、次年度のスケジュールについても御説明いただきましたけれども、次回の計画等推進協議会については6月頃の開催ということですので、また近づきましたら事務局から御連絡があるかと思えますので、御協力いただきたいと思えます。

では、終わってよろしいですか。大丈夫ですか。

【大江障害者施策課長】 大丈夫です。

【高山会長】 それでは、以上をもちまして、本日の障害者計画等推進協議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりまして、議事の運営に御協力いただきまして、ありがとうございます。お疲れさまでした。

— 了 —